

事業者選定の公示（建設工事）

東北大学（青葉山3外）法面等災害復旧整備事業について、これを実施する事業者（契約予定者）を選定するため、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成24年6月15日

国立大学法人東北大学
理 事 佃 良 彦

1 事業概要

(1) 事業名 東北大学（青葉山3外）法面等災害復旧整備事業

(2) 事業内容

「東北大学（青葉山3外）法面等災害復旧整備事業」は平成23年東北地方太平洋沖地震で被害を受けた青葉山1団地と青葉山3団地の法面等を復旧する事業である。

求められる条件の下で選定された事業実施者が設計から施工までを一括して実施するものである。

(3) 履行期限 平成25年3月29日

(4) 本事業においては、事業実施者を選定するため、設計及び工事施工の観点から「技術提案」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、定められた条件の中での評価が最も高い者を契約予定者とし、契約内容について確認合意後に事業実施者として決定する。

(5) 本事業における工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年 法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられる。

2 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

① 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

② 文部科学省における土木一式工事に係るA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③ 平成9年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・崩落法面の復旧工事又は土地造成工事を施工した実績

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。

- ④ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任（設計期間を除く）で配置できること。なお、施工場所から半径5 km 以内の土木一式工事又は東北大学が発注する仙台市内の土木一式工事については、同一の主任技術者が2件まで管理することを認める。
 - ア. 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技師の資格を有する者であること。
 - イ. 平成9年度以降に上記③に掲げる同種工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
 - ウ. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - エ. 経常建設共同企業体にあつては、代表者以外の構成員については、上記ア. に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任（設計期間を除く）で配置できること。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、国立大学法人東北大学から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 本学が本事業について要求水準書の作成業務を委託している株式会社ササキカンパニーリミテドが協力会社として参加していないこと。
- ⑧ 本件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(2) 事業者を選定するための評価基準

- ① 企業の技術力
企業の施工能力、配置予定技術者の経験
- ② 企業の信頼性・社会性
法令順守、品質マネジメント等、地域精通度・貢献度
- ③ 事業実施計画
・事業の実施方針及び体制、技術提案（工法、安全性、コスト等）

3 手続等

(1) 担当部局

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号

国立大学法人東北大学施設部計画課 契約・監理室 契約・監理係

電話 022-217-4946

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成24年6月15日から平成24年6月25日まで。「東北大学施設部HP」(<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu>)からダウンロードすること。

また、一部データは上記(1)から受領すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成24年6月25日 15時00分(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成24年7月20日 15時00分(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金 納付。ただし履行保証保険を締結する場合等は免除

(3) 虚偽の内容が記載されている技術提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 選定事業者は本件の契約予定者となり、技術提案書の内容につき本学が改善等を求める事項について協議し合意を得た後に契約者となる。

(6) 記4(5)の協議が整わない場合は、契約予定者の決定を取消し、次順位者を契約予定者としてすることがありうる。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 技術提案書のヒアリングを実施する。参加者多数の場合は書面審査の上位者に絞り込むことがありうる。

(10) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)に同じ。

(11) 記2(1)②及び③に掲げる資格を満たしていない者も記3により技術提案書を提出することができるが、記3(3)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。